管理コード	_	プロジェクト名			
要望事項	「商標権の登録出願手続」の知的財産管理技能士資			都道府県	香川県
(事項名)	格を有する行政書士へ	の開放		提案事項管理番号	1015010
提案主体名	個人				

制度の所管・関係府省庁

総務省

経済産業省

求める措置の具体的内容

知的財産管理技能士資格を有する行政書士が「商標権の登録出願手続」(意見書・補正書作成、不服審判請求を含む。)を 行えるようにする。

具体的事業の実施内容・提案理由

行政書士は行政手続の専門家であり、建設業や風俗営業の許可申請など、日常的に難易度の高い行政手続を行っている。 行政書士試験科目に建設業法や風俗営業法などの個別の行政法は出題されていないが、行政書士試験に合格すれば難易 度の高い行政手続を行える素養・能力が担保されている。商標登録出願は難易度が高くない行政手続である。一般人に対し て、商標登録出願と建設業や風俗営業許可申請などの実証実験をすれば、多くの一般人は後者が難易度が高いとの評価を するであろう。行政書士試験に商標法が出題されていないが、行政書士には商標登録出願を行う素養・能力がある。

知的財産管理技能検定の試験科目に商標権利化(意見書、補正書、不服審判等を含む。)があり、知的財産管理技能士資格を有する行政書士には「商標権の登録出願手続」(意見書・補正書作成、不服審判請求を含む。)を行う能力が担保されている。知的財産管理技能士資格を有する行政書士に対し、「商標権の登録出願手続」の実証実験をすれば能力担保が実証される。

知的財産管理技能士資格を有する行政書士に対し、更なる能力担保措置が必要というのならば、特許庁主催の研修を義務付ければよい。

知的財産管理技能検定は職業能力開発促進法第44条の規定により実施されており、安定性が保証されている。

登録出願手続の開放により、企業の利便性が向上し、弁理士過疎の弊害が緩和される。開放と弁理士過疎対策は密接な関係にある。

管理コード	_	プロジェクト名			
要望事項	マイクログリッド構築のための特定地域一括高圧受			都道府県	東京都、山口県
(事項名)	電			提案事項管理番号	1035010
提案主体名	ヤキィー株式会社、エネ	・ルギープロバイダ	一株式会社、	美川開発株式会社	

制度の所管・関係府省庁

経済産業省

求める措置の具体的内容

電気事業法施行規則第2条の2第2項により「一の需要場所」における電気の使用者の需要の要件に伴い特定規模電気事業と規定されているが、マイクログリッドを構築した特定の地域を「一の需要場所」とみなし「一の契約」として一括で高圧受電出来るように緩和する。

具体的事業の実施内容・提案理由

〈具体的事業の実施内容〉

商店街(30店舗程度)や複数集落(100人程度)単位でマイクログリッドを構築している地域を一の需要場所とみなし、その 代表者が一般電気事業者と一の高圧受電契約を結び、当該需要場所内の各電気需要家の電力使用量を合算し一括で電気 料金を支払えるようにする。

またこの一の需要場所をもってマイクログリッドを構築し、グリッド内に再生可能エネルギー発電所を設け CO2 削減に寄与し、その発電量や電力需要量を監視、コントロールすることによりグリッド内での電力使用量の平準化を図る。

〈提案理由〉

CO2 削減に向けて再生可能エネルギー発電所を増強することは不可欠である。更にこれをマイクログリッド内に連結し、同発電所の発電量並びに各電気需要家のグリッド全体の電力需要量を、全体で一括監視、コントロールできれば、その CO2 削減効果は大きい。 しかしながら、現行の電気事業法では一般電気事業者と電気需要家間の契約は個々の一の需要場所に対してそれぞれ一契約のため、全体を一括監視、コントロールする意義に乏しい。そこで一つのマイクログリッド構築地域を一の需要場所とみなした高圧受電が認可されれば、全体を一括監視、コントロールする意義が大きく生じ、結果として各電気需要家の電気料金の削減、CO2 削減が促進され社会的経済的効果が非常に大きくなると見込まれる。

〈代替措置〉

本来であれば高圧受電端以下の配電設備網を新たに設置しなければならないが、現状ではこれは既に電気事業者所有の 設備網として存在し使用している。そこで二重投資を防ぐため、その使用中の設備網を電気事業者から借入れられる措置が 必要である。

管理コード	_	プロジェクト名	簡易固体夠	簡易固体発酵法と製造物カスケード利用によるコメエタノール事		
			業化プロジェクト			
要望事項	米エタノールの工業用アルコール要件の緩和			都道府県	岩手県	
(事項名)				提案事項管理番号	1038010	
提案主体名	奥州市、農事組合法人アグリ笹森、株式会社まちづくり奥州					

制度の所管・関係府省庁

財務省

経済産業省

求める措置の具体的内容

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第 5 条第 1 項により農林水産大臣の認定を受けた生産調整方針に基づき、工業用アルコール製造を目的として生産された米に関し、当該米を用いて製造したアルコールについては、飲用を目的とせず、製造過程に関する定期的な検査を市町村長が行うこと等を条件に、アルコール分が 90 度未満であっても、アルコール事業法第 2 条第 1 項に基づくアルコール(工業用アルコール)として認めるよう措置されたい。

具体的事業の実施内容・提案理由

岩手県奥州市では、生産調整の結果転作を余儀なくされている水田が 5,808ha(全水田の 36.3%)存在する。この転作に際し、水田を水田のまま活用できることを重視し、本市では、平成 16 年度より転作田におけるエネルギー作物によるエタノール化を検討している。以来、継続的に米の固体発酵によるエタノール化の技術検証を行っており、原料コストを下げるため、平成 18 年度より籾つき発酵試験を行っているほか、平成 19 年度より低コスト多収米の作付けを始めている。

一方、需要面では、E3 燃料としての販売を検討しているが、十分な市場ではない E3 燃料のみでは採算性が低く、事業化は 困難との結論に至っている。

このため、工業用アルコール市場への参入を検討しているが、エタノール蒸留では通常60~80%程度のアルコール度数であり、アルコール事業法に基づき90度以上とするためには、例えば消毒用アルコールの主たる需要帯である70~80度程度のアルコールとして出荷する場合に比して、概算で2割程度のコスト増となってしまう。

工業用アルコールについては、アルコール事業法により流通段階でも厳しく管理されることとなっている。

このため、米の生産調整の政策目的を鑑み、生産調整による転作田を活用して生産される米エタノールについては、生産段階に市町村が関与し、認定、定期検査の実施等により不正が行われないことを担保することにより、90 度未満の濃度のものであっても工業用アルコールとしての出荷が可能となるような措置を提案するものである。これらの措置により水田農業の新たな展開と地域資源を活かした新産業創出・雇用創出が図られる。

管理コード	_	プロジェクト名	豊田市次世	せ代街づくりプロジェクト	
要望事項	太陽光発電設備の設置	光発電設備の設置面積の緑地面積への算入			愛知県
(事項名)					1052010
提案主体名	トヨタ自動車株式会社				

制度の所管・関係府省庁

経済産業省

求める措置の具体的内容

〇太陽光発電設備の設置面積を緑地面積に算入することで、工場における太陽光発電導入の促進を図りたい。

具体的事業の実施内容・提案理由

- 〇工場立地法において、敷地面積 9,000 ㎡以上または建物面積 3,000 ㎡以上の工場については、敷地面積について緑化基準を設け、基準面積以上の緑化を義務付けている。
- 〇太陽光発電設備の設置には広い敷地が必要になるが、上記基準を満たすための緑地分については設置できない状況で ある。
- 〇太陽光発電設備の設置面積を緑地面積に算入することで、工場における太陽光発電導入の促進を図りたい。

管理コード	_	プロジェクト名			
要望事項	太陽光発電設備における一般用電気工作物の要件			都道府県	愛知県
(事項名)	緩和			提案事項管理番号	1052050
提案主体名	トヨタ自動車株式会社				

制度の所管・関係府省庁

経済産業省

求める措置の具体的内容

〇太陽光発電設備において一般用電気工作物となる要件を 30kW 未満等に緩和することで設置者の負担を緩和し、太陽光発電の導入促進を図りたい。

具体的事業の実施内容・提案理由

- 〇現状、20kW 未満の太陽光発電設備については一般用電気工作物とされており、それ以上の容量になった場合は自家用電気工作物となる。
- 〇自家用電気工作物となった場合は、電気主任技術者の選任や、厳しい保安基準の適用を受ける等、設置者の負担が大きい。
- 〇太陽光発電設備において一般用電気工作物となる要件を 30kW 未満等に緩和することで設置者の負担を緩和し、太陽光 発電の導入促進を図りたい。

管理コード	_	プロジェクト名	豊田市次世代街づくりプロジェクト		
要望事項	特定の回路を用いた場合の電気用品の適合性検査			都道府県	愛知県
(事項名)	の必要性の緩和			提案事項管理番号	1052100
提案主体名	名古屋大学				

制度の所管・関係府省庁

経済産業省

求める措置の具体的内容

特定の回路やチップを用いた場合の実証実験の際には、検査不要で電気用品を利用可能とすることを求める。

具体的事業の実施内容・提案理由

家庭用のコンセントや電力ケーブルに接続して利用するエコワット等のセンサ等を利用する場合、機器を一般家庭に導入してある程度の規模で実験を行うため、通常の製品と同等の安全性を担保する必要があり、特定電気用品の適合性検査が必要となる。実証実験を繰り返す際にはセンサデバイスを再構築するたびに検査が必要となりコストが大きい。

電気回路は、すでに適合性検査をうけたものと同様の設計で利用しているため、内部のセンサの構成(100Vに関係しない部分)の変更に関しては毎回の検査は不要である。

管理コード	_	プロジェクト名			
要望事項	電気バス導入のための実証実験の非営利目的認定			都道府県	富山県
(事項名)					1053010
提案主体名	財団法人北陸産業活性	化センター			

制度の所管・関係府省庁

経済産業省

求める措置の具体的内容

経済産業省が保有している低床型電気コミュニティバス(電気バス)を富山市または法人(第3セクターまちづくりとやま)が借り受け、市内のコミュニティバス路線に電気バスを導入する実証試験を実施できるようにする。

具体的事業の実施内容・提案理由

北陸電力は、経済産業省 H20 年度補正予算事業(H21.4~H22.1)による委託を受けて低床型電気コミュニティバス(電気バス)を開発しました。また、この電気バスを用いて既存バス路線での実証運行試験(H22.2~H22.3)も行っています。しかし、この実証試験の実質期間は 2 週間に過ぎず、富山市または法人はこの電気バスを借り受けて、市内の路線バスとして運行する実証試験をさらに継続したいと考えています。

経済産業省が実施した試験は開発された電気バスが路線使用に耐え得ることを実証するためのものでしたが、環境モデル都市である富山市の公共交通活性化を軸としたコンパクトシティ構想の中で、将来的にコミュニティバスを電気バスに置き換えるためには同条件での更なる実証試験(四季を通じた運行による季節変動調査、電池性能の経年劣化調査等)が不可欠です。

更なる実証試験を継続するための課題として、一つは主体となる可能性がある法人が右記根拠法令第二条のいずれにも該当しないこと、もう一つは経済産業省が実施した際には問題とならなかった運賃を徴収しての路線運行があります。特に二点目については、中部経済産業局にご指摘頂いております。これは、無償貸与の条件となっている試験研究等の用に、営利目的の使用は含まれないとの理由に依ると考えますが、先の実証試験と同様に市民が日常の足として利用するコミュニティバスにおいて、ディーゼルバスは有料で電気バスは無料とすることは公平性の観点から不適切と考えます。

管理コード	_	プロジェクト名	エコポイント宝くじ		
要望事項	エコポイント宝くじに特化した特別立法の措置			都道府県	福井県
(事項名)					1058010
提案主体名	(株)市姫商事、福井県商	工会議所			

総務省

法務省

制度の所管・関係府省庁

経済産業省

国土交通省

環境省

求める措置の具体的内容

第16次経済改革特区に㈱市姫商事が取得済みのビジネス特許のスキームによって立案提出したビジネスモデルプランに対して関係4省の回答はすべて立法化以外に道無しとの回答であった。ゆえに各省の意向に沿うためにも立法化を図り、政府が求める地球温暖化防止および経済活性化を推進されたい。

具体的事業の実施内容・提案理由

①エコポイント宝くじ特別立法設立で地球温暖化を止める

CO2-25%削減は、日本が世界に対して約束したマニフェストである。よって世界共通の目的を達成するための大義名分のために立案、協議実行する基本となるものである。

②エコポイントの集約化は経済活性化の活路となる

近代産業が急速に集約化する中において、ポイント&マイレージ部分については集約化が進んでいない。最大の原因は発注主体企業等がなるべく権利を行使しない期限付きで失権する事に外ならない。現況の経済界においては新しい形態のイノベーションの実施こそ事業発展のキーポイントとも言われている。財源なき政府経済施策においては、現在又は将来において1000ポイント単位のクーポン又はネット上においての決済等を通じて経済流通上にポイントを企業通貨として利用すれば、昨年より発行のグリーン家電エコポイント・エコカー補助金・住宅関連エコポイント等の合計は約9000億、専門業者の説によれば約4倍の3兆6000億の経済波及効果ありと断じられている。

③現在政府が求めているものは、内需拡大の施策である

現在実行中の予算の中のポイント部分統一化を計る事によって、全国民に対してシンプルで分りやすく、新たな形態の経済 方針が示された事となる。本事業の推進によって、企業各社もエコ協賛ポイントを発行する様になると考えられる。いずれにしても、国民に対して、夢と希望とロマンを与え、感動・感激・スリルがロコミで広がり、国民の中へファッション的な経済思想を植えつけることが最大のテーマであると思う。

管理コード	_	プロジェクト名			
要望事項	データセンターの電気設備に係る主任技術者の兼任			都道府県	北海道
(事項名)	基準の緩和	基準の緩和			1060010
提案主体名	石狩市				

制度の所管・関係府省庁

経済産業省

求める措置の具体的内容

現行法で規定されている、主任技術者に複数の事業所の主任技術者を兼ねさせることができる基準について、工業専用地域等に立地するデータセンターについては、事業者間で協定を結べば兼任を可能とする。

具体的事業の実施内容・提案理由

データセンターの電気設備に係る主任技術者の兼任基準を緩和することで、運営コストを削減し、データセンターの国際競争力を高め、国内立地を促進する。具体的には、現行法で複数の事業所の主任技術者を兼ねさせることができる基準として、イ)兼任させようとする者が常時勤務する事業場の事業用電気工作物を設置する者の事業場、ロ)兼任させようとする者が常時勤務する事業場の事業用電気工作物を設置する者の親会社又は子会社である者の事業場、ハ)兼任させようとする者が常時勤務する事業場の事業用電気工作物を設置する者と同一の親会社の子会社である者の事業場の3つが定められているが、工業専用地域、工業地域及び準工業地域に立地するデータセンターについては、イ~ハに該当しない場合であっても事業者間で協定を締結することで兼任を可能する。

【提案理由】

データセンターの国内立地が進まず、大規模なデータセンターが次々と海外に立地している理由は、日本の高運営コストによるところが大きいことから、主任技術者の兼任を認めることで運営に係るコストを圧縮することができる。

国内への大規模データセンターの立地を促進することで、日本の情報通信産業の活性化に資するとともに、国内情報の保護 という観点からもデータが国外に流出するのを防ぐことができる。

さらに、国内では首都圏に膨大なデータが集中していることから、地方の特区にデータセンターの集積を行うことで、リスク分散や首都圏におけるデータ量の軽減が図られる。

【代替措置】

事業者間で協定を結び、定期的に研修等を実施することで、安全性は十分担保される。

管理コード	_	プロジェクト名			
要望事項	データセンターの電気設備に係る法定点検周期の緩			都道府県	北海道
(事項名)	和	和			1060020
提案主体名	石狩市				

制度の所管・関係府省庁

経済産業省

求める措置の具体的内容

現行法で規定されている、電気設備の年に 1 回の法定点検について、工業専用地域等に立地するデータセンターについては、2年に1回とする。

具体的事業の実施内容・提案理由

データセンターの電気設備に係る法定点検周期を緩和することで、運営コストを削減し、データセンターの国際競争力を高め、国内立地を促進する。

具体的には、現行法で年に 1 回必要とされている電気設備の法定点検について、工業専用地域、工業地域及び準工業地域 に立地するデータセンターについては、市町村に届出を行うことで、2 年に 1 回とする。

【提案理由】

データセンターの国内立地が進まず、大規模なデータセンターが次々と海外に立地している理由は、日本のデータセンターの 高運営コストによるところが大きいことから、一定地域内のデータセンターについて、電気設備の法定点検周期を長くすること で運営に係るコストを圧縮することができる。

国内への大規模データセンターの立地を促進することで、日本の情報通信産業の活性化に資するとともに、国内情報の保護 という観点からもデータが国外に流出するのを防ぐことができる。

さらに、国内では首都圏に膨大なデータが集中していることから、地方の特区にデータセンターの集積を行うことで、リスク分散や首都圏におけるデータ量の軽減が図られる。

【代替措置】

対象地域及び業種を限定することで、安全性は十分担保される。

管理コード	_	プロジェクト名		
要望事項	企業立地促進法の計画	期間の緩和	都道府県	北海道
(事項名)			提案事項管理番号	1060100
提案主体名	石狩市			

制度の所管・関係府省庁

経済産業省

求める措置の具体的内容

企業立地促進法における基本計画の計画期間は原則 5 年とされており、この期間より短期又は長期の期間を設定する場合は、主務大臣の同意が必要となっているが、これを届出のみで期間の変更を可能とする。

具体的事業の実施内容・提案理由

現行の企業立地促進法においては、基本計画の計画期間は原則 5 年とされており、この期間よりも短期又は長期の期間を設定する場合には、当該計画期間の合理性が認められることが必要とされている。

また、計画期間を変更する場合は、主務大臣に協議した上で、同意が必要とされている。

データセンターを始めとした情報産業分野は、今後も成長が期待される分野であることから、立地計画に定める重点集積業種が「情報」の場合は、計画期間について、地域産業活性化協議会が自主的に定めることができるよう、主務大臣への届出のみで変更可能とする。

【提案理由】

今後も成長が期待される情報産業については、コスト削減による国際競争力の強化が重要な課題である。

特にデータセンターについては、集積化により、通信回線使用料を始めとした運営コストの削減に大きな効果があることから、基本計画の計画期間を柔軟に設定できるようにするための緩和を行う。

国内への大規模データセンターの立地を促進することで、日本の情報通信産業の活性化に資するとともに、国内情報の保護 という観点からもデータが国外に流出するのを防ぐことができる。

さらに、国内では首都圏に膨大なデータが集中していることから、地方の特区にデータセンターの集積を行うことで、リスク分散や首都圏におけるデータ量の軽減が図られる。

管理コード	_	プロジェクト名	コンテナ利用による「環境配慮型クラウドデータセンター」プロジェ				
			クト				
要望事項	コンテナ利用による「環境配慮型クラウドデータセン			都道府県	北海道		
(事項名)	ター」実現に向けた省エ	ネ法に関する特例]措置	提案事項管理番号	1063010		
提案主体名	岩見沢市、(株)はまなる	岩見沢市、(株)はまなすインフォメーション、(株)トリエス、(株)オラクル、ネットワンシステムズ(株)、新日鉄					
	ソリューションズ(株)、日本電気(株)、(株)アクセンチュア、(株)創建社、(社)北海道地域総合研究所、NPO						
	はまなす活性化推進機	構					

制度の所管・関係府省庁

経済産業省

国土交通省

求める措置の具体的内容

情報通信産業をはじめとした国内産業の国際競争力強化と世界水準の環境性能の具現化を趣旨に、コンテナ利用による世界最高レベルの機能・利便性・エネルギー効率を備える「環境配慮型クラウドデータセンター」実現に向け、省エネ法に関する特例措置を求める。

具体的事業の実施内容・提案理由

環境効率を達成できるデータセンター構築は、北海道の外気や地熱などを利用することにより実現可能であるにも関わらず、 経済状況の悪化等を理由に企業投資や研究が遅れるなど国際競争への対応が遅々として進まない状況にある。このため、 当該プロジェクトでは、日本産業の国際競争力強化を主題に、コンテナを利用した「環境配慮型クラウドデータセンター」を計 画している。

岩見沢市は、気候面でデータセンター設置に適するほか、道内外とのブロードバンド環境や一般型(ビル型)データセンターの運用実績を有するなど、プロジェクトに必要なノウハウや経験値を持ち、人材及びネットワーク基盤等の基礎環境を有しているため、当該プロジェクトを最も効率・効果的に実施可能な地域と考える。

【プロジェクト内容】

○環境配慮型データセンター利用促進に関する取り組み

省エネ法の建築物の省エネルギー基準判断項目・判断基準値について、現行ではデータセンターは工場又は事務所と同じ 分類とされるが、環境配慮型データセンターについて、新たな項目・基準値を追加することを求める。

管理コード	_	プロジェクト名	コンテナ利用による「環境配慮型クラウドデータセンター」プロジェ				
			クト				
要望事項	コンテナ利用による「環境配慮型クラウドデータセン			都道府県	北海道		
(事項名)	ター」実現に向けた評価指標の確立			提案事項管理番号	1063020		
提案主体名	岩見沢市、(株)はまなすインフォメーション、(株)トリエス、(株)オラクル、ネットワンシステムズ(株)、新日鉄						
	ソリューションズ(株)、日本電気(株)、(株)アクセンチュア、(株)創建社、(社)北海道地域総合研究所、NPO						
	はまなす活性化推進機構						

制度の所管・関係府省庁

総務省

経済産業省

求める措置の具体的内容

情報通信産業をはじめとした国内産業の国際競争力強化と世界水準の環境性能の具現化を趣旨に、コンテナ利用による世界最高レベルの機能・利便性・エネルギー効率を備える「環境配慮型クラウドデータセンター」実現に向け、評価指標の確立を求める。

具体的事業の実施内容・提案理由

当該プロジェクトでは、気候面でデータセンター設置に適し、道内外とのブロードバンド環境や一般型(ビル型)データセンターの運用実績を有するなど、プロジェクトに必要なノウハウや経験値を持ち、人材及びネットワーク基盤等の基礎環境を有する岩見沢市において、日本産業の国際競争力強化を主題にコンテナを利用した「環境配慮型クラウドデータセンター」を計画している。

【プロジェクト内容】

- ○データセンターに係る環境評価基準の明確化
- ・環境配慮型データセンターとしての評価基準の明確化

データセンターの環境評価は、対象範囲(建物、設備、構成機器等)や手法(機能、ライフサイクル等々)、タイミング(最大負荷値、通年平均)など評価条件が統一されず、環境優位性比較が困難であり、電力効率(DPPE)など共通評価指標策定に関する措置を願いたい。

管理コード	_	プロジェクト名	コンテナ利用による「環境配慮型クラウドデータセンター」プロジェ				
			クト				
要望事項	コンテナ利用による「環境配慮型クラウドデータセン			都道府県	北海道		
(事項名)	ター」実現に向けた官民協働など利用促進措置			提案事項管理番号	1063030		
提案主体名	岩見沢市、(株)はまなすインフォメーション、(株)トリエス、(株)オラクル、ネットワンシステムズ(株)、新日鉄						
	ソリューションズ(株)、日本電気(株)、(株)アクセンチュア、(株)創建社、(社)北海道地域総合研究所、NPO						
	はまなす活性化推進機構						

制度の所管・関係府省庁

総務省

経済産業省

求める措置の具体的内容

情報通信産業をはじめとした国内産業の国際競争力強化と世界水準の環境性能の具現化を趣旨に、コンテナ利用による世界最高レベルの機能・利便性・エネルギー効率を備える「環境配慮型クラウドデータセンター」実現に向け、官民協働など利用促進に向けた措置を求める。

具体的事業の実施内容・提案理由

当該プロジェクトでは、気候面でデータセンター設置に適し、道内外とのブロードバンド環境や一般型(ビル型)データセンターの運用実績を有するなど、プロジェクトに必要なノウハウや経験値を持ち、人材及びネットワーク基盤等の基礎環境を有する岩見沢市において、日本産業の国際競争力強化を主題にコンテナを利用した「環境配慮型クラウドデータセンター」を計画している。

【プロジェクト内容】

- ○データセンターの利用促進に向けた取り組み
- ・官民協働利用など利用促進に向けた取り組み

「情報システムに係る政府調達の基本方針(政府調達ガイドライン)」等において、データセンター(ハード)とシステム(ソフト) の分離分割調達に関しデータセンター利用等が不明確であり、また、一括調達が多いことからデータセンターに関する環境 配慮が困難な状況にある。このため、データセンター利用に配慮した分割調達の推進や環境評価基準に基づくデータセンター利用等を促進するため、統一的なガイドラインの策定を求める。

また、官民協働利用促進のため、行政(土木・建築等)、医療、教育等公益性の高いサービスに関するシステムの標準化を求める。